資料3

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

令和8年度
救急業務のあり方に関する検討会
（第2回）

令和8年11月11日

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

検討の進め方

JRC蘇生ガイドライン2025公開に伴う検討の進め方

JRC蘇生ガイドライン2025の公開

市民向け応急手当講習WG

消防機関が実施する市民向けの応急手当講習に関する検討

整合

「救急蘇生法の指針2025（市民用）」の発表

「救急蘇生法の指針2025（医療従事者用）」の発表

整合

救急隊員用救急蘇生WG

消防機関の救急隊員等が実施する心肺蘇生法等に関する検討

改訂に伴う通知発出

JRC蘇生ガイドライン2025等を踏まえた応急手当講習へ移行

改訂に伴う通知発出

JRC蘇生ガイドライン2025等を踏まえた救急隊員等の心肺蘇生法へ移行

３ JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG（略称：市民向け応急手当講習WG）

開催状況、検討内容及び結果

【第１回ワーキンググループ】

●開催日

令和８年１月13日（火）

●検討内容

- JRC蘇生ガイドライン2025の概要
- JRC蘇生ガイドライン2025 BLSの変更点
- JRC蘇生ガイドライン2025 ファーストエイド（パブリックコメント版）の概要について
- 普及・教育のための方策（パブリックコメント版）からの留意点

【第２回ワーキンググループ】

●開催日

令和８年８月25日（火）

●検討内容

- JRC蘇生ガイドライン及び救急蘇生法の指針改訂に影響を受ける通知改正案の検討

【検討結果】

●WGの議論内容を、「救急業務のあり方に関する検討会」の「中間とりまとめ」として公表。

●同とりまとめに基づき、総務省消防庁から令和８年10月23日に以下の通知を発出済。

- 「救急蘇生法の指針2025（市民用）」への対応について
- 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部改正について
- 「口頭指導実施に関する実施基準」の一部改正について

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の救急隊員の処置に関するWG（略称：救急隊員用救急蘇生WG）

ワーキンググループの設置

- 令和8年度第1回の救急業務に関するあり方検討会において、消防機関の救急隊員等が実施する心肺蘇生法等に関する検討を行うワーキンググループを設置することとした。
- 以下、二つの通知における改定について検討を行う。
  - 「JRC蘇生ガイドライン2020」及び「救急蘇生法の指針2020（医療従事者用）」に基づく救急活動プロトコルについて（通知）
  - 救急隊員及び准救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領の一部改正について（通知）

【スケジュール（予定）】

	令和８年7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和９年1月	2月	3月
救急隊員用救急蘇生WG	JRC蘇生ガイドライン2025発刊 救急蘇生法の指針2025（市民用）発刊				救急隊員用救急蘇生WG（第1回予定）	救急蘇生法の指針2025（医療従事者用）発刊予定 救急隊員用救急蘇生WG（第2回予定）		あり方検討会へ報告	（あり方検討会全体の）報告書公表 救急隊員用関係の通知・事務連絡（予定）

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の救急隊員の処置に関するWG（略称：救急隊員用救急蘇生WG）

構成員について

- **ワーキンググループ長**

  坂　本　哲　也　　（公立昭和病院院長）

- **ワーキンググループ構成員**

  池　山　貴　也　　（あいち小児保健医療総合センター小児救命救急センター長）
  奥　山　真　之　　（奈良県広域消防組合消防本部警防部救急課長）
  田　北　憲太郎　　（大分市消防局次長兼救急救命課長）
  武　田　　聡　　（東京慈恵会医科大学救急災害医学講座主任教授）
  田　邉　晴　山　　（一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所）
  友　野　一　辰　　（東京消防庁救急部救急指導課長）
  畑　中　哲　生　　（健和会大手町病院救急科顧問、一般財団法人救急振興財団救急救命九州研修所特任教授）
  平　井　　歩　　（弘前地区消防事務組合消防本部警防課長補佐）
  宮　下　順　自　　（札幌市消防局警防部救急課救急指導係長）
  山　尾　伸　平　　（大阪市消防局救急部救急指導担当課長）
  渡　辺　幸　也　　（藤沢市消防局救急救命課長）

- **オブザーバー**

  山　崎　　翔　　（厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長）

（敬称略　五十音順）

参考資料

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG（略称：市民向け応急手当講習WG）

「救急蘇生法の指針（市民用）」への対応について（1）

論点	検討結果
「新型コロナウイルス感染症流行期の一次救命処置」の削除について	新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置付けが５類になったこと、JRC蘇生ガイドライン2025及び救急蘇生法の指針（市民用）から新型コロナウイルス感染症に特化した内容が削除されたこと、現行の内容が市民による一次救命処置の応急手当実施時において人工呼吸が重要な小児に対しても人工呼吸実施を躊躇させている可能性があることから、当該別紙２を削除することが望ましい。 また、「応急手当の普及啓発時における留意事項」に、応急手当を行う際の人工呼吸を含めた心肺蘇生法の実施について記載し、再周知を図るべきである。
一次救命処置実施率をより高めるための工夫について	「応急手当の普及啓発時における留意事項」に救急蘇生法の指針2025（市民用・解説編）に記載されている「救助意欲を高め、BLS実施の障壁をなくすための工夫」についての具体例を示すべきである。
AED設置位置情報の活用について	AEDの更なる有効活用に向けた取組を推進するために、消防機関は、「自動体外式除細動器（AED）の更なる有効活用に向けた取組の推進について（通知）」（平成26年7月7日付け消防救第116号）を参考に、AEDを設置している施設の従業員や周辺住民等に対する応急手当の普及促進及びAEDの設置場所に関する情報の通信指令システムへの登録及び口頭指導における当該情報の活用の推進に引き続き取り組むべきである。
乳児に対する胸骨圧迫及び気道異物除去の方法について	ガイドライン及び指針においては、市民が行う乳児に対する胸骨圧迫及び気道異物除去時の胸部突き上げの手技が、２本指法から片手法に変更された。また、指針においては、胸骨圧迫または胸部突き上げをする部位が、胸の真ん中（左右の乳頭を結ぶ線の真ん中あたり）に変更された。 消防機関が乳児の胸骨圧迫及び気道異物除去の手技を指導する際に、ガイドライン及び指針の内容に準じた指導となるよう「主に市民が行う一次救命処置」に当該変更内容を反映すべきである。また、胸骨圧迫時の注意点として、従来の２本指法で目安とされていた「両乳頭を結ぶ線の少し足側」を片手法で圧迫すると、圧迫部位がずれた場合に剣状突起を圧迫して腹部臓器を損傷するおそれがある旨についても、併せて明記すべきである。

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG（略称：市民向け応急手当講習WG）

「救急蘇生法の指針（市民用）」への対応について（2）

論点	検討結果
胸骨圧迫の中断時間について	JRC蘇生ガイドライン2025及び救急蘇生法の指針2025（市民用）において、胸骨圧迫の中断時間目安である「10秒未満」の記載が削除された。 現行の「主に市民が行う一次救命処置」では具体的な中断時間を記載していないことから、記載内容は現行のままとする。
AEDの電極パッド貼付について	「主に市民が行う一次救命処置」に、電極パッドを正しい位置の素肌に貼付することについて明記すべきである。その際正しい位置に貼付することができれば、ブラジャーを完全に外す必要がないことや、布などがある場合には肌を覆うなど、できるかぎり人目にさらさない配慮も重要であるが、この場合も命を助けることを優先すべきことを併せて明記すべきである。 また、従来から指針（市民用等）において示されているように、未就学児用パッドがない場合に乳児に対して小学生～大人用パッドを貼付する際は、胸と背中に貼り付けることを明記すべきである。
気道異物除去時の対応について	指針（市民用等）において、気道異物による窒息時には、背部叩打法等を５回程度ずつ交互に行うことが示されたことから、その内容を「主に市民が行う一次救命処置」に反映すべきである。 気道異物による窒息と判断した場合の対応として、窒息と判断した場合はまず大声で助けを呼ぶこと、救助者が一人の場合、119番通報を他の人に依頼することができなければ、119番通報よりもまず異物除去の対応を優先することについて、「主に市民が行う一次救命処置」に明記すべきである。

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG（略称：市民向け応急手当講習WG）

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部改正について（1）

論点	検討結果
シミュレーションを取り入れる講習の実施について	消防機関が普及啓発活動の計画的推進を行うに当たり、事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成講習においては、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員が実際に遭遇しうる現場に即した状況設定を行うよう指導することが望ましい。
ハイリスク集団の救助者になりうるものに対する講習について	心停止の危険が高い患者の家族や介護者を対象としたBLSのトレーニングは、院外心停止の転帰改善につながる可能性が考えられるため、消防機関は、医療機関と連携を図り、心停止リスクの高い患者の救助者になりうる家族又は介護者等に対する応急手当の普及啓発について配慮を行うことが望ましい。
上級救命講習のカリキュラム「その他の手当」について	これらの疾病等への対応について、上級救命講習のカリキュラムにおける「その他の手当」に含めるべきである。その際は、専門用語等は使用せず、平易な表現とすべきである。また、「その他の手当」の講習は、特別な資格を持たない住民でも安全に実施できると考えられる内容を、各地域における受講者のニーズ等に応じて指導者が柔軟に取り入れるものであることを明記すべきである。 また、心臓突然死を引き起こす原因として、急性冠症候群が多いことの認知を広げることも重要である。
修了証、認定証、参加証の交付時における媒体について	修了証、認定証、参加証の交付時における媒体については、一部の消防本部において電子媒体（PDF形式等）で交付が行われていることや、電子媒体での交付により消防本部の事務負担やコスト負担の軽減につながると考えられることから、従来の紙媒体に加えて、電子媒体でも交付できることについて明記するべきである。

３　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG（略称：市民向け応急手当講習WG）

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部改正について（2）

論点	検討結果
修了証や認定証の再交付期限について	修了証や認定証の再交付期限については、現行の通知には明記されていないが、応急手当指導員等の認定証については、その有効期限が３年間とされていることから、資格認定日または再講習受講日から少なくとも３年間は再交付できるものとすべきである。住民に対する普及講習の修了証については、講習修了者の個人情報の保管状況が各消防本部によって異なることから、再交付期限について画一的に定めるべきではない。
e-ラーニングの受講証明を確認する方法について	e-ラーニング（応急手当WEB講習）の受講証明を確認する方法については、受講証明書のほか、スマートフォン等に保存された受講完了画面のスクリーンショットなど、受講の事実が確認できるものの提示によることも可能である旨を実施要綱に明記すべきである。
修了証等に係る押印について	修了証及び認定証に係る押印については、交付番号を管理するなどの方法により、真正性を担保できる場合には、消防長印等の押印は省略しても差し支えないことを明記すべきである。
講習１クラス当たりの受講者数基準について	普通救命講習及び上級救命講習の講習１クラス当たりの受講者数基準については、現在の実施要綱では「1クラスの受講者数の標準は30名程度」とされている。一方、近年は大規模会場を活用した講習や、応急手当講習の集約化など、講習運営の形態が多様化している。　会場の広さ、訓練用資器材及び指導者数を十分に確保できる場合であっても、受講者数が一律に30名程度とされていることにより、効率的な講習運営が難しい場合がある。 これらの状況を踏まえ、現行の「１クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。」との記載は削除し、救命講習訓練用資器材一式に対する受講者は５名程度まで、指導者１名に対する受講者は10名程度までとすべきである。また、訓練用資器材一式に対する受講者が、やむを得ず５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資器材に接する時間が十分に確保されるよう配慮すべきである。

3　JRC蘇生ガイドライン改訂に対する検討

JRC蘇生ガイドライン2025を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するWG（略称：市民向け応急手当講習WG）

「口頭指導の実施基準」の一部改正について

論点	検討結果
外傷によって切断された部位の取扱いについて	ガイドラインにおいては、外傷によって完全に切断または引きちぎられた部位の保存方法等について示された。ガイドラインの内容を踏まえ、切断された部位を湿らせた清潔な布やガーゼなどで包み、防水性のある袋や容器に入れてしっかりと密封することを明記するとともに、救助者がいる場合で可能であれば、袋ごと冷水等につけて冷却することを「口頭指導に関する実施基準」に明記するべきである。
心肺蘇生法実施時の認知補助手段について	ガイドラインにおいては、映像を活用した口頭指導において、CPRを説明する動画を市民の認知補助手段として提示することは、救命処置の開始を遅らせる可能性があるため、このような手段の使用は推奨されないこと（ただし、救命処置トレーニングを行う際には、この限りではないこと）が示されている。 これらの内容を踏まえ、CPRを説明する動画を用いて口頭指導を行うことを実施基準に明記することは見送るべきである。